

令和6年度 パブリックアート制作及び設置並びに発信を通じた機運醸成業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和6年度 パブリックアート制作及び設置並びに発信を通じた機運醸成業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

此花区役所は、正蓮寺川公園を舞台に、100以上のパブリックアートを長年かけて設置し、アートの魅力によって区内外からも多くの人々が訪れる場としていく正蓮寺川公園アートプロジェクト「konohana permanentale 100+」を、令和6年度より本格的に推進する予定である。

本業務委託は、正蓮寺川公園にパブリックアートを制作・設置するとともに、これをイベントその他の手法により発信することで、本プロジェクト及び2025年大阪・関西万博の機運を大いに盛り上げることを目的とするものである。

(2) 業務内容

「区民との共創」によるパブリックアート制作及び設置並びに発信を通じた機運醸成業務

※ 具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

(3) 事業規模（契約上限額）

金22,400,000円（消費税等を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(5) 履行場所

正蓮寺川公園（大阪市此花区）

※ 詳細については、発注者が指定する。

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 要（但し、大阪市契約規則第 37 条第 1 項に該当するときは免除）

(5) 再委託について

ア 本委託業務における契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(イ) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間の中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

ア 本案件に関する予算は、現在、令和 6 年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件にかかる予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において、損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

イ 契約の締結は、令和 6 年度大阪市予算が発行した時とする。

ウ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

参加資格を有するものは、法人その他の団体（以下「法人等」という）、もしくはその連合体とし、参加申請時点で、法人等は次の（１）から（８）の条件を、連合体は次の（９）から（１１）の条件を全て満たすこととする。

（１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

（２） 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しな

い場合にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

- (3) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者を除く）。
- (5) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 連合体は、2以上の法人等により構成された任意団体、JV（共同企業体や合弁企業）などとし、本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立すること。
- (10) 連合体を構成する法人等（以下、「構成員」という。）は上記（1）から（8）の条件を全て満たしていること。
- (11) 構成員のうち、代表となる法人等（以下「代表者」という。）を定めること。なお、申請書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。

なお、法人等は重複して申請すること及び法人等として申請し他の参加申請を行う連合体の構成員となること、参加申請を行う2以上の連合体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和6年2月1日（木）
・ 質問締切	令和6年2月14日（水）
・ 質問回答	令和6年2月20日（火）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和6年2月26日（月）
・ 参加資格決定通知	令和6年2月29日（木）
・ 企画提案書提出期限	令和6年3月8日（金）
・ 選定会議開催日	令和6年3月19日（火）
・ 選定結果通知日	令和6年3月27日（水）
・ 契約締結・事業開始	令和6年4月上旬頃

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和6年2月1日（木）から令和6年2月26日（月）まで
午前9時から午後5時30分（本市の休日を除く毎日）

イ 提出書類 次の書類を提出すること。

	書類	法人等	連合体
1	公募型プロポーザル参加申請書兼誓	要	不要

	約書（様式2）		
2	公募型プロポーザル参加申請書（様式2（連合体））	不要	要
3	公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式2（連合体））	不要	要（構成員ごとに提出すること）
4	連合体の構成員名簿（様式3（連合体））	不要	要
5	連合体の協定書の写し	不要	要※1
6	使用印鑑届（様式4）	要	要（連合体様式を使用すること）
7	実績調書（様式5、契約書等の添付資料を含む）	要	要
8	登記簿謄本又は登記条項全部証明書（写し可。参加申請時点で発行日から3ヶ月以内のもの）	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2
8	印鑑証明書または印鑑登録証明書（写し不可。参加申請時点で発行日から3ヶ月以内のもの）	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2

※1 本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立のうえ、提出すること。

※2 本市入札参加有資格者名簿に登載されている法人等については不要。

- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出場所・提出方法 8（2）の提出先・問合せ先に持参又は郵送によるものとする（郵送の場合は必着）。書類は、各1部提出すること。
- オ 参加資格決定通知 令和6年2月29日（木）にEメールにより通知する。

（2）質問

- ア 受付期間 令和6年2月1日（木）から令和6年2月14日（水）午後5時30分まで
- イ 提出場所・提出方法 質問は簡条書きにて「質問票（様式6）」にて、Eメールにより8（2）の提出先・問い合わせ先へ提出すること。また、送付後に電話連絡を行うこと。
- ウ 回答 令和6年2月20日（火）までに此花区ホームページで公表する。

（3）企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、様式7（A4縦型1枚）の提出のほか、A4横型で20ページ以内とする。
- イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- （7）会社概要
- （イ）本業務にかかる実施体制

(ウ) 類似業務実績

※類似業務実績の概要には、予算規模を記載すること。

(エ) 見積書及び積算根拠

(オ) 企画提案

参考資料の「正蓮寺川公園アートプロジェクト構想」を踏まえたうえで、本プロジェクト及び 2025 年大阪・関西万博の盛り上げを図るべく、アーティストと区民との共創によるパブリックアート制作の具体的な手法、設置現場におけるお披露目イベントの詳細、発信方法に関する企画を提案してください。なお、提案にはアーティスト候補者やアーティスト選定方法、制作・設置するアートの個数等の具体的な内容も記載してください。

ウ 受付期間 令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 6 年 3 月 8 日（金）まで
午前 9 時から午後 5 時 30 分（本市の休日を除く毎日）

エ 提出部数 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

※副本 7 部は法人等名称がわからないように網掛けをするなど工夫すること。

オ 提出場所・提出方法 8（2）の提出先・問合せ先に持参又は郵送によるものとする（郵送の場合は必着）。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、令和 6 年度 パブリックアート制作及び設置並びに発信を通じた機運醸成業務委託業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和 6 年 3 月 19 日（火）AM（予定） 開催時間は別途通知

(イ) 開催場所 此花区役所 3 階 講堂 A（予定）

(ウ) 提案方法 企画提案書による提案

企画提案書による提案は 15 分以内とし、質疑応答を含めて 30 分程度とする。プレゼンテーションには企画提案書を作成した者も参加すること。プレゼンテーションの出席人数は 4 人までとする（Microsoft Teams を活用したオンライン出席も可。オンライン出席の場合は企画提案書の提出時に申出が必要）。審査はあらかじめ提出された企画提案書をもとに行い、追加資料の配布並びに、パソコンおよびプロジェクター等での資料投影による説明は不可とする。プレゼンテーション審査を欠席した場合は、審査を行わないものとする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画力」の点数が高い方とする。これにより決定しない場合は「提案力」の点数が高い方とし、なお決定しない場合はくじ引きにより決定する。

(2) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	審査の指標	審査内容	配点
企画力 (70 点)	提案力	①事業目的など上記 2 に示す業務内容に相応しい内容となっているか	20 点

		②「区民との共創」に具体性があり、かつ此花区民に作品への愛着が湧くような内容となっているか	10点
		③提案内容に独創性や工夫があり、魅力のある提案となっているか	10点
	実現可能性	④提案内容は計画性があり、なおかつ実現可能性のあるものとなっているか	20点
	事業経費	⑤提案内容に基づく価格は適正であるか	10点
実行力 (30点)	実施体制	⑥業務を行うにあたって、体制が十分に確保されているか	10点
	類似業務実績	⑦類似業務に関する専門性、情報の蓄積があるか	10点
	安全性・耐久性	⑧安全性や維持管理に対する検討がなされており、十分な内容となっているか	10点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、令和6年3月27日(水)までに此花区ホームページに掲載するとともに、全ての参加者に対して別途通知する予定である。

8 その他

(1) 提案に要する費用・条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)に基づき、非公開情報(個人情報・法人等の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 全ての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)
- オ 期限後の提出・差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問合せ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1-8-4 此花区役所まちづくり推進課(総合企画)

TEL : 06-6466-9502

Eメール : td0010@city.osaka.lg.jp